第三十九条の四十五の二第十四項中「第六十八条の十五の二第六項」の下に「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十五の二第六項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分」を加え、「同条第一項」を「法第六十八条の十五の二第一項」に改める。

第三十九条の四十五の三第六項第一号を次のように改める。

一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十七第二項の規定

第三十九条の四十五の三第六項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「第一号から第三号まで」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「政令で定める金額」の下に「及び法第六十八条の十五の三第八項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を加える。

第三十九条の四十五の四第二項中「一式とする。」を「一式」に改め、同条第六項中「政令で定める金額」の下に「及び法第六十八条の十五の四第十一項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を加え、同条第七項中「金額は、同法」を「金額及び法第六十八条の十五の四第十二項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法人税法」に改め、「その」を削り、同条第九項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

10　法第六十八条の十五の四第五項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第十六条第一項第一号 | 掲げる金額（ | 掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。 |
| 第二十三条第一項 | 加算した金額 | 加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額 |
| | 、同法 | 、法人税法 |

第三十九条の四十七から第三十九条の四十九までを削る。

第三十九条の四十六第一項中「一式とする。」を「一式」に改め、同条を第三十九条の四十九とする。

第三十九条の四十五の六第一項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に改め、同条第二項中「第六十八条の十五の六第一項の」を「第六十八条の十五の七第一項の」に、「第六十八条の九の二第四項」を「第六十八条の九の二第五項」に、「第六十八条の十一第十一項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第八項」の下に「、第六十八条の十四第十三項」を加え、「及び第六十八条の十五の五第六項」を「、第六十八条の十五の五第六項及び第六十八条の十五の六第十六項」に、「第六十八条の十五の六第一項各号」を「第六十八条の十五の七第一項各号」に改め、同条第三項中「第六十八条の十五の六第一項の」を「第六十八条の十五の七第一項の」に、「第六十八条の九の二第四項」を「第六十八条の九の二第五項」に、「第六十八条の十一第十一項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、同条第四項中「第六十八条の十五の六第六項」を「第六十八条の十五の七第六項」に、「第六十八条の十一第十一項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、同条第五項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同条第六項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同条第七項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同条第八項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同条第九項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同条第十項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同条第十一項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同条第十二項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同条第十三項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同条第十四項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同条第十五項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同条第十六項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、「第八十一条の十八」の下に「及び地方法人税法第十五条」を加え、同項第一号中「第六十八条の十五の六第一項第一号」を「第六十八条の十五の七第一項第一号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同項第二号中「第六十八条の十五の六第一項第四号」を「第六十八条の十五の七第一項第四号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同項第三号中「第六十八条の十五の六第一項第五号」を「第六十八条の十五の七第一項第五号」に、「第三十九条の四十一第六項各号」を「第三十九条の四十一第九項各号」に改め、同号イ中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同号ロ中「が法第六十八条の十五の六第一項後段」を「が法第六十八条の十五の七第一項後段」に、「いずれも」を「うち二以上の金額を」に改め、同号ロ(1)中「第三十九条の四十一第六項第一号」を「第三十九条の四十一第九項第一号」に、「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に、「(2)に」を「以下この号に」に、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項」に、「以下この号に」を「(1)に」に改め、同号ロ(2)中「第三十九条の四十一第六項第二号」を「第三十九条の四十一第九項第三号」に、「第六十八条の十一第三項」を「第六十八条の十一第九項」に改め、「繰越税額控除限度超過額」の下に「（同条第十項の規定により同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む。）」を加え、同号ロ(2)を同号ロ(3)とし、同号ロ(1)の次に次のように加える。

(2)　第三十九条の四十一第九項第二号に定める金額　調整前連結税額超過構成額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十一第八項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。(2)において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

第三十九条の四十五の六第三項第四号中「第六十八条の十五の六第一項第六号」を「第六十八条の十五の七第一項第六号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同項第九号中「第六十八条の十五の六第一項第十二号」を「第六十八条の十五の七第一項第十二号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に、「前条第二十三項」を「第三十九条の四十六第十八項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第六十八条の十五の六第一項第十一号」を「第六十八条の十五の七第一項第十一号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第六十八条の十五の六第一項第九号」を「第六十八条の十五の七第一項第九号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第六十八条の十五の六第一項第八号」を「第六十八条の十五の七第一項第八号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第六十八条の十五の六第一項第七号」を「第六十八条の十五の七第一項第七号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の七第一項第七号に掲げる規定によるものである場合　第三十九条の四十四第五項各号に定める金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、その定める金額の合計額）を控除した金額とする。

イ　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額